

平成 18 年 5 月 31 日



各 位

会 社 名 株式会社アーネストワン
代表者名 代表取締役社長 西河洋一
(コード番号 8 8 9 5 東証第一部)
問合せ先 社長室長 岡田慶太
電話番号 042-461-6377

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) 及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) 及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号) が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するための規定を新設するものであります(変更案第 9 条)。
- ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 15 条)。
- ③ 株主総会に出席することができる代理人の数を 1 名に制限することを明確化するものであります(変更案第 17 条第 1 項)。
- ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずにと取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 24 条)。
- ⑤ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 35 条)。
- ⑥ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります(変更案第 37 条)。

(2) 「会社法」、「整備法」、「会社法施行規則」、「会社計算規則」の施行に伴い、引用する法律条文や用語の変更を行うこととあわせ、規定の整備、条文の加除に伴う条数及び一部表現の変更等、その他全般にわたり所要の変更を行うものであります。

(3) 「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には定めがあるものとみなされることから、これらに対応する所要の変更を行うものであります。

①当会社が取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め（変更案第4条）。

②当会社は株券を発行する旨の定め（変更案第7条）。

③当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め（変更案第10条）。

(4) 将来の経営体制充実に備えるため、新たに会長職及び副社長職を置くことができる旨の変更を行うものであります（変更案第22条第2項）。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月27日（火曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月27日（火曜日）

以 上

別紙

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アーネストワンと称し、英文では、ARNEST ONE CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1、<u>建築工事設計施工</u> 2、<u>土木工事設計施工</u> 3、<u>不動産売買及び仲介</u> 4、<u>不動産の賃貸借及び管理業務</u> 5、<u>損害保険の代理業務</u> 6、<u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(本店) 第3条 当社は本店を東京都西東京市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の<u>公告は、電子公告により行う。</u> <u>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(<u>会社が発行する株式の総数</u>) 第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、12,000万株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アーネストワンと称し、英文では、ARNEST ONE CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 建築工事設計施工</u> <u>(2) 土木工事設計施工</u> <u>(3) 不動産売買及び仲介</u> <u>(4) 不動産の賃貸借及び管理業務</u> <u>(5) 損害保険の代理業務</u> <u>(6) 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、<u>本店</u>を東京都西東京市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の<u>公告方法は、電子公告とする。</u> <u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、12,000万株とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p><u>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券の不発行)</p> <p><u>第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する請求、届出の手續及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>（基準日）</p> <p>第11条 当社の<u>定時株主総会において株主（実質株主を含む。以下同じ）の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第12条 <u>定時総会は、毎決算期の翌日より3ヶ月以内にこれを招集し、臨時総会は必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会は法令に別段の定めある場合を除いては取締役会の決議に基づき社長が招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第11条 当社の株式に関する<u>取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>（定時株主総会の基準日）</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は社長がこれに当たる。 社長事故あるときは予め取締役会の定めたる順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 この場合には株主または代理人は代理権を証する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第18条 (新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 取締役の選任については<u>累積投票によらないものとする</u>。</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、<u>その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時</u>に満了する。</p> <p>(取締役会) 第20条 取締役会を招集するには各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに通知書を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは会日の2日前に発することを妨げない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="padding-left: 20px;">2 取締役会は業務執行その他法令または本定款に定める事項を決定する。但し、<u>日常の業務その他重要でない事項の決定は取締役会の決議に基づき社長に委ねることができる</u>。</p> <p style="padding-left: 20px;">3 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを<u>行う</u></u>。</p> <p style="padding-left: 20px;">4 取締役会の議事は社長がこれに当たる。但し、<u>取締役会は他の取締役を議長に選ぶことができる</u>。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする</u>。</p> <p>(選任方法) 第19条 <u>取締役は、株主総会において選任する</u>。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p style="padding-left: 20px;">3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする</u>。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</u>。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる</u>。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び業務執行)</p> <p>第21条 (新設)</p> <p><u>取締役会の決議をもって取締役中から社長1名を選任し、その他必要により専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。</u></p> <p>2 <u>社長は当会社の業務を統轄し当会社を代表する。</u></p> <p>3 <u>専務取締役は社長を補佐して業務を執行し、当会社を代表する。但し社長が事故あるときは、社長の職務権限を行う。</u></p> <p>4 <u>常務取締役は社長を補佐して業務を分掌する。但し、社長、専務取締役共に事故あるときは取締役会の定める順序に従い、社長の職務権限を行う。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(相談役、顧問)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。</u></p>	<p>(相談役、顧問)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第24条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第25条 (新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(監査役の任期) 第26条 監査役の任期は、<u>その就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する</u>。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>他の監査役の任期の残存期間と同一とする</u>。</p> <p>(常勤監査役) 第27条 監査役はその互選により、<u>常勤監査役を1名以上置かなければならない</u>。</p> <p>(監査役会) 第28条 監査役は監査役会を組織し、法令に定める権限を有するほか、<u>監査役の職務執行に関する事項を決定する。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない</u>。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役会を招集するには各監査役に対し会日の3日前までに通知書を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは会日の2日前に発することを<u>妨げない</u>。</p>	<p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第28条 当社の監査役は、<u>5名以内とする</u>。</p> <p>(選任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する</u>。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 (削除)</p> <p style="padding-left: 2em;">監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</u>。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></u>
3. <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除)
(監査役会の議事録) 第29条 <u>監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>	(削除)
(新設)	(監査役会規程) 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>
(新設)	(報酬等) 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	(社外監査役の責任限定契約) 第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
(営業年度及び決算期) 第30条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。</u>	(事業年度) 第36条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u>
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>

現行定款	変更案
<p>(利益配当金)</p> <p>第31条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第33条 利益配当金が支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以 上